# 八王子市 違反屋外広告物除却 協力員のしおり



八王子市まちなみ整備部まちなみ景観課

# | 目次

1	•	制度の説	<b>紀明 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·</b>	2
2	. =	申込から	5登録まで・・・・・・・・・	4
	申	込	まちなみ景観課へ	
	説	明	まちなみ景観課窓口	
	登	録	身分証明書の発行 保険加入	
			備品配付	
	更	新	3年ごと	
3	•	活動の流	$\hbar$ n $\cdot$ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	7
	準	備	持ち物 注意事項	
	除	却	できるもの・できないもの	
			注意事項	
	搬	入	保管場所 注意事項	
	報	告	報告書様式 注意事項	
4	•	Q&A·	<b></b> · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	8
5	•	参考資料	<b>4</b>	2

### 1. 制度の説明

道路上

「違反屋外広告物除却協力員制度」とは、屋外広告 物法と八王子市屋外広告物条例に違反している「貼り 紙」の除却活動を行っていただく制度です。

以下の屋外広告物は、町の美観を損ない、道路を通行する方に危険を及ぼす可能性があるため、法令等で禁止されています。

ガードレール

街路樹



しかし、これらの違反屋外広告物にも所有者がいる ため、権限なしに勝手に片付けたり、捨てたりするこ とはできません。 そこで市では、一定のルールのもとで違反広告物を 「簡易除却」(=見つけ次第すぐに取り除くこと)す ることができるよう、この制度\*を設けています。



除却活動はボランティアの精神で活動して頂いています。

できる人が

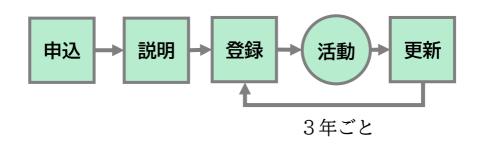
できる時に

できることを

※この制度は平成 15 年から 26 年まで、「八王子市捨て看板 防止条例」に基づき進めてきた除却活動を継承していま す。

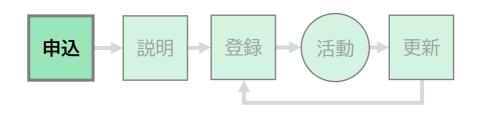
### 2. 申込から登録まで

登録の全体の流れは下図のとおりです。



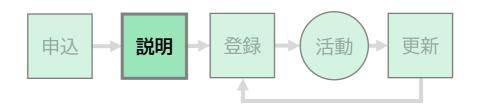
以下、それぞれの細かい内容についてご説明します。

### 申込 🖉



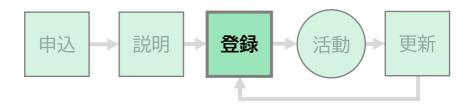
- ・まずは、電話・メール・FAX・窓口でお問合せください。
- ・郵送、又は窓口で配付する申込書に記入し、次の説 明の際にお持ちください。
- ・申込書は説明時にご記入いただいてもかまいません。

# 説明



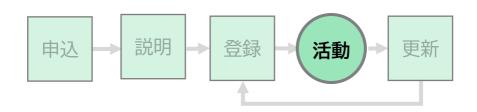
- ・まちなみ景観課の窓口、又は地域の皆様で借りてい ただいた会場などにて、制度や活動について説明を します。
- ・登録の意思が変わらない場合、申込書の提出をお願いします。
- ・新たに協力員の登録をする方は、必ず説明を聞く必要があります。(更新の場合は不要です。)

# 登録 🥟



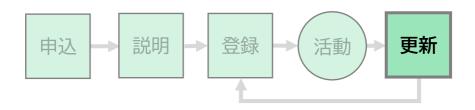
- ・市で登録を行い、身分証明書を発行・郵送します。
- ・身分証明書の有効期間は3年間です。(初年度は短くなる場合があります。)
- ・活動に必要な道具等を配付します。
- ・活動中の事故やケガなどに対応するため、本市で保険に加入させていただきます。

# 活動 🧳



・活動については、7ページから詳しく説明します。

### 更新 😘



- ・3年ごとに、ボランティア活動の継続のご意向を確認します。(初年度は短くなる場合があります。)
- ・継続して頂ける方は再度登録し、新しい身分証明書 を発行します。

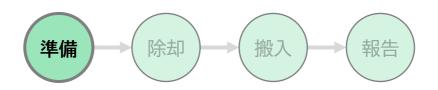
### 3. 活動の流れ

活動の流れは下図のとおりです。



次ページよりそれぞれの細かい内容についてご説明し ます。

# 準備 🦲



持ち物を準備します。



## 必ず持つもの

- ① 身分証明書 市が発行する身分証明書を必ず携行します。
- ② 腕章 黄色で反射素材の腕章は目立つため、活動の安 全にもつながります。

### あると便利なもの

③ 軍手(推奨)

除却広告物はラミネートされた物も多く、汚れ ているものもあるため、軍手をすると手を保護 できます。

- ④ 除却用具(スクレーパー等)のりをはがすスクレーパーや、ワイヤーを切るペンチを使用すると除却しやすいです。
- ⑤ しおり(本書)困ったときにご覧ください。
- ⑥ メモ又は報告書 除却後は広告物の除却日や除却場所等の報告が 必要です。メモするか直接報告書に記入するな どして記録をお願いします。
- ⑦ ごみ袋 (ビニール袋)除却した広告物を入れてください。

# 除却 🐰



- ・次ページの「除却できる広告物」のうち「管理されていない広告物」の除却をお願いします。
- ・活動中は以下の点にご注意ください。

### 注意事項

- 事故やトラブルに巻き込まれないように、十 分ご注意ください。
- ② 除却対象外の広告物は除却しないでください。
- ③ ひもや針金も一緒に除却してください。
- ④ 除却日・場所などを記録してください。

### 除却できる広告物 ⇒ 貼り紙

チラシやポスター等のように、紙に手書き又は印刷したもので、のり、シール、接着剤、テープ等で貼り付けたものを言います。ラミネート加工(パウチ)したものを含みます。







### 貼り紙でも除却できない広告物



### 道路以外に貼ってあるもの

民家の壁や塀に貼ってある貼り紙 は除却しないでください。



### 国、都、市、警察などの広告物

公共団体が貼る公共目的のものは 除却しないでください。

### 除却できないもの



### 貼り札

ベニヤ板やプラスチックなど の板に紙等を貼り付けたもの



### カラーコーン

カラーコーンを使用し、紙など を貼り付けてあるもの



### 広告旗

のぼり旗(ももたろう旗)と それを支える台



### 立看板等

電柱や街路樹などに立てかけ て設置しているものや置き看 板等

# 搬入。



- ・除却した広告物は、保管場所に指定された市の施設 に搬入してください。
- ・広告物を搬入する際は、ビニール袋等に入れてくだ さい。(袋の指定はありませんが、まちなみ景観課 でもビニール袋の配付をしています。)
- ・「てくポ」及び「高齢者ボランティアポイント」の 付与をご希望の方は、できるだけ直接、まちなみ景 観課にお持ちください。(その他の保管場所ではポ イントを付与することが出来ないためです。お近く の保管場所に搬入したあと、ポイントだけ受け取り たい場合は、事前にご連絡ください。)

# 「てくポ」「高齢者ボランティア・ポイント制度」 のポイントが獲得できます!

市の高齢者いきいき課の制度、 「てくポ」と「高齢者ボランティ ア・ポイント制度」と連携してい ます。

違反屋外広告物除却協力員の活動では、1日あたり10枚の除却



を行っていただくごとに、1ポイント(最大2ポイントまで)獲得できます。ポイントとスタンプは、まちなみ景観課の窓口のみでもらえます。

なお、「てくポ」と「高齢者ボランティア・ポイント制度」の制度内容や申込み等に関する詳細は、高齢者いきいき課(TEL:042-620-7243) にお問い合わせください。

## 除却した広告物の保管場所

搬入先の公共施設

	放入元の公共他設	1土7/1
	本庁	元本郷町 3-24-1
	台町市民センター	台町 3-20-1
	浅川事務所・市民センター	高尾町 1652-1
	長房市民センター	長房町 506-2
	館事務所	館町 156
	横山南部市民センター	椚田町 137-3
	元八王子事務所	大楽寺町 419-2
	中野市民センター	中野町 2726-7
	石川事務所	石川町 481
	石川市民センター	石川町 438
	大和田市民センター	大和田町 5-9-1
	子安市民センター	子安町 2-6-1
	由井事務所	片倉町 119-4
	由井市民センター	片倉町 702-1
	由木事務所・市民センター	下柚木 2-10-6

住所

### 搬入先の公共施設 住所 由木東事務所・市民センタ 鹿島 111-1 北野事務所 北野町 549-5 元八王子市民センター 上壱分方町 747-1 恩方事務所 下恩方町 3395 恩方市民センター 西寺方町 260-4 川口事務所 川口町 908-1 川口市民センター 川口町 3838 (やまゆり館) 加住事務所 加住町 1-170-2 加住市民センター 加住町 1-338

南大沢 3-27

子安町 4-7-1

八王子4階

フレスコ南大沢 1 階

サザンスカイタワー

南大沢事務所

八王子駅南口総合事務所

# 報告 🗐



- ・指定の報告書を用いて、除却日、除却場所等記入し てください。
- ・報告書は市のホームページからダウンロードできます。また、FAX、郵送、窓口での配付も行っていますので、必要な方はご連絡ください。
- ・報告書はFAX、郵送、窓口でまちなみ景観課に提出してください。
- ・搬入時に一緒に提出してもかまいません。

報告書ダウンロードページ

https://www.city.hachioji.tokyo.jp/jigyosha/005/1

0104/p003097.html

違反屋外広告物除却報告書





#### 4. Q&A

- Q1 貼り紙以外は、除却してはいけないのですか?
- A1 過去には「貼り札」や「広告旗」等の除却もお願いしていましたが、現在は「貼り紙」のみの除却をお願いしています。

なお、貼り紙以外の違反広告物を発見された場合は、場所と表示内容についてまちなみ景観課 へお知らせいただければ、市職員か委託業者が 除却します。

- Q2 「管理されていない広告物」とはどのようなも のですか?
- A 2 店舗の前などにそのお店の広告物がある場合、 「管理されている」と考えられます。「管理されている」可能性があるものは除却せず、倒れ そうなど危険を感じる場合はまちなみ景観課へ ご連絡ください。

- Q3 ひとりで活動しても良いですか?
- A3 なるべく複数人での活動をお願いしています。 ひとりで活動をされる場合は、周りの交通状況 などに十分注意してください。
- Q4 複数で活動したいのですが、名簿をもらうこと は出来ますか?
- A 4 名簿をお配りしていたこともありましたが、個人情報保護の観点から、現在は配付していません。
- Q5 除却したものを指定の保管場所に搬入したいのですが、保管場所となっている公共施設の職員に聞けばわかりますか?
- A5 違反屋外広告物の保管場所として協力してもら うため、各公共施設に依頼をしています。しか し、人事異動直後の職員や臨時職員もいるので、 わからない場合はまちなみ景観課へ連絡するよ うに伝えてください。

- **Q6** 除却したものをそのままごみとして捨てても良いですか?
- A 6 ご自身の可燃ごみ袋(青色)で捨てていただく ことも可能です。ただしその場合も報告書の提 出はお願いします。
- **Q7** カラーコーンについた「貼り紙」はどう対応すればよいですか?
- A7 カラーコーンに設置されている貼り紙ははがさず、場所と表示内容についてまちなみ景観課へ ご連絡ください。市職員か委託業者がカラーコーンとまとめて除却します。
- Q8 選挙の時期などは選挙の貼り紙等が増えますが、 除却してもかまいませんか?
- A8 除却しないでください。危険な状態にある場合 はまちなみ景観課へご連絡ください。

- Q9 除却活動中の事故はどうしたら良いですか?
- A9 まずは警察や消防に連絡してください。その後、 まちなみ景観課への連絡をお願いします。また、 活動中の事故に限り市で加入している保険が適 用できる場合があります。その場合、事故当時 の状況などを詳しく伺う必要があるため、可能 な限り、状況の記録をお願いします。

### まちなみ景観課 Instagram やってます!

まちなみ景観課では令和 5 年 (2023 年) 3 月より、 Instagram での情報発信を始めました。

屋外広告物に関する発信の他、 景観、地区まちづくりに関する情 報発信を行っておりますので、ぜ ひフォローして頂きいいね ♥ を



HACHIOJICITY MACHIKEI

お願いします!



### 5. 参考資料

みなさまの活動に係わる各種法令を抜粋したものを 参考に掲載します。

### 屋外広告物法 (昭和二十四年法律第百八十九号)

屋外広告物法では「屋外広告物とは何か」や「都道 府県や市町村が屋外広告物に関する条例を作ることが 出来る」等の内容が定められています。

#### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、 建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの 並びにこれらに類するものをいう。

~略~

第二章 広告物等の制限 (広告物の表示等の禁止)

- 第三条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景 観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、 次に掲げる地域又は場所について、広告物の表示又は掲出 物件の設置を禁止することができる。
- 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、風致地区又は伝統的建造物群保存地区
- 二 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第二十七条又は第七十八条第一項の規定により指定された建造物の周囲で、当該都道府県が定める範囲内にある地域、同法第百九条第一項若しくは第二項又は第百十条第一項の規定により指定され、又は仮指定された地域及び同法第百四十三条第二項に規定する条例の規定により市町村が定める地域
- 三 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条 第一項第十一号に掲げる目的を達成するため保安林として

指定された森林のある地域

- 四 道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、 良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとし て当該都道府県が指定するもの
- 五 公園、緑地、古墳又は墓地
- 六 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定す る地域又は場所
- 2 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止することができる。
- 一 橋りよう
- 二 街路樹及び路傍樹
- 三 銅像及び記念碑
- 四 景観法(平成十六年法律第百十号)第十九条第一項の規 定により指定された景観重要建造物及び同法第二十八条第 一項の規定により指定された景観重要樹木
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定す る物件
- 3 都道府県は、条例で定めるところにより、公衆に対する 危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物 の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

#### (広告物の表示等の制限)

第四条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置(前条の規定に基づく条例によりその表示又は設置が禁止されているものを除く。)について、都道府県知事の許可を受けなければならないとすることその他必要な制限をすることができる。

(広告物の表示の方法等の基準)

第五条 前条に規定するもののほか、都道府県は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、条例で、広告物(第三条の規定に基づく条例によりその表示が禁止されているものを除く。)の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準若しくは掲出物件(同条の規定に基づく条例によりその設置が禁止されているものを除く。)の形状その他設置の方法の基準又はこれらの維持の方法の基準を定めることができる。

#### (景観計画との関係)

第六条 景観法第八条第一項の景観計画に広告物の表示及び 掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項が定めら れた場合においては、当該景観計画を策定した景観行政団 体(同法第七条第一項の景観行政団体をいう。以下同じ。)の前三条の規定に基づく条例は、当該景観計画に即して定めるものとする。

#### 第三章 監督

(違反に対する措置)

- 第七条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、第三条から第五条までの規定に基づく条例に違反した広告物を表示し、若しくは当該条例に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなくて確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、条例で定めるところにより、相当の期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなけ

ればならない。

- 3 都道府県知事は、第一項の規定による措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)第三条から第六条までに定めるところに従い、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせ、その費用を義務者から徴収することができる。
- 4 都道府県知事は、第三条から第五条までの規定に基づく 条例(以下この項において「条例」という。)に違反した 広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等(容易に取り外 すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり 札その他これに類する広告物をいう。以下この項において 同じ。)、広告旗(容易に移動させることができる状態で 立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物 等に取り付けられている広告の用に供する旗(これを支え る台を含む。)をいう。以下この項において同じ。)又は 立看板等(容易に移動させることができる状態で立てら れ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これ に類する広告物又は掲出物件(これらを支える台を含 む。)をいう。以下この項において同じ。)であるとき

は、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板 等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に 除却させることができる。ただし、はり紙にあつては第一 号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあつては次の各号 のいずれにも該当する場合に限る。

- 一条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けないで表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合にあつては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。
- 二 管理されずに放置されていることが明らかなとき。

~略~

#### 第五章 雑則

(大都市等の特例)

第二十七条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)におい

ては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市 (以下「指定都市等」という。)が処理するものとする。 この場合においては、この法律中都道府県に関する規定 は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があ るものとする。

### 八王子市屋外広告物条例(平成二十六年条例第八十号)

八王子市屋外広告物条例は、屋外広告物法に基づき 八王子市での屋外広告物に関する事項を定めていま す。

#### 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、屋外広告物及び屋外広告業について、屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。)の規定に基づく規制、景観計画(八王子市景観条例(平成23年八王子市条例第10号)第7条に規定する景観計画をいう。以下同じ。)との連携による規制、市民の創意による自主的な規制その他の必要な事項を定め、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

#### ~略~

(協力員の設置)

- 第25条 市長は、次に掲げる業務を行うため、協力員を設置することができる。
- (1) 法第7条第4項に規定する違反に対する措置
- (2) 良好な景観及び風致を維持するための指導及び啓発活動

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める活動

### 八王子市屋外広告物条例施行規則

(平成二十七年規則第六十八号)

#### (趣旨)

第1条 この規則は、八王子市屋外広告物条例(平成26年八 王子市条例第80号。以下「条例」という。)の施行につい て、必要な事項を定めるものとする。

#### ~略~

(協力員の身分証明書等の交付)

第21条 市長は、条例第25条の規定により協力員を委嘱したときは、簡易除却協力員身分証明書(第18号様式)を交付するとともに、協力員を示す腕章を貸与するものとする。



令和6年(2024年)1月発行

八王子市まちなみ整備部まちなみ景観課

電話: 042-620-7267 FAX: 042-626-3616